

# 佐賀道路建設に伴う文化財調査支援業務委託（藤三郎屋敷遺跡Ⅰ区）仕様書

## 第1章 総則

第1条 本仕様書は、佐賀道路建設に伴う埋蔵文化財発掘調査（藤三郎屋敷遺跡Ⅰ区）（以下「発掘調査」という）の支援業務委託（以下「業務」という。）に適用する。

第2条 業務における調査主体は佐賀県であり、受託者は地域交流部文化・観光局文化課文化財保護・活用室（以下「佐賀県」という。）の指示に基づいて業務を実施する。

第3条 業務は発掘調査の支援業務であり、発掘調査が学術的な記録保存を目的とし、細部にわたり詳細な調査を行うものであることを十分に理解し遂行すること。

2 埋蔵文化財は、土地に埋蔵されておりその内容を予測しにくいという性質であることから、受託者は、作業の進捗に伴い、これまでの経験や技術を活かして調査計画や調査方法を柔軟に変更し、誠実に対応すること。また、最新技術をもって、調査そのものの質を向上させるよう努めること。

3 受託者は、調査地が埋蔵文化財埋蔵地であることに留意するとともに、遺跡・遺構等の損壊や事故がないよう十分に配慮すること。

第4条 本仕様書に定めていない事項については、佐賀県と協議し定める。

第5条 受託者は、契約締結後速やかに佐賀県と協議の上業務に着手するものとし、業務が完了した場合、速やかに所定の報告書及び成果品を提出し、佐賀県の検査を受けること。

第6条 業務の実施に当たっては、本仕様書の他、次に列挙する各法令・基準等を遵守し、かつ佐賀県の監督者の指示に基づいて行うこと。

(1) 文化財保護法

(2) 労働基準法・労働安全衛生法をはじめとする労働関係法令

(3) 文化庁文化財部記念物課発行「発掘調査のてびき」

(4) 九州地区埋蔵文化財発掘調査基準

(5) 測量法に基づく作業規程の準則

2 文化財保護法に基づく諸手続きは、佐賀県が行う。

3 発掘調査実施に係る関係機関との諸調整及び協議については、佐賀県が行う。

## 第2章 基本事項

第7条 発掘調査を開始するに当たっては、佐賀県と受託者で十分に打合せを行い、安全で迅速、かつ正確な調査を行うことを心がけるものとする。また、業務開始前に着工届・工程表を速やかに提出すること。

第8条 発掘作業及び記録作業は、監督者が現地で随時確認することとし、必要に応じてその場で調整を行うこと。また、計画変更等重要な事項については、打ち合わせ協議簿を作成し提出すること。

第9条 業務を遂行するに際し、第6条の佐賀県が行うもの以外で、関係官公庁及びその他の関係機関への届出等の法的手続きが必要な場合は、受託者が責任をもって行うこと。また、その手続きに許可承諾条件等がある場合は、これを遵守すること。

第10条 受託者は、前条の諸手続きにおいて、許可、承諾等を得たときは、その写しを監督者に提出すること。

(調査体制)

第11条 業務における受託者の調査体制は、九州地区埋蔵文化財発掘調査基準に準じる。

(現場管理者)

第12条 受託者は、業務の全体を把握し工程管理を行う現場管理者を現地に常駐させ、佐賀県の監督者と調整を行い、文化財調査の支援業務に従事させるものとする。なお、現場管理者は作業員の監督・指示を行うものとする。

2 現場管理者は、大学で考古学またはこれに類する課程を専攻して修了した者、又はこれと同等以上の専門知識があると認められる者で、発掘調査業務（記録保存目的の本発掘調査または学術発掘調査）に5年以上従事した経験を持つ者であること。

3 現場管理者については、佐賀県内に居住する者を優先して配置するよう努めること。

4 現場管理者の交替の必要が生じた場合は、速やかに佐賀県に報告し承認を得ること。

#### （監督員）

第13条 佐賀県は業務に伴う現場管理者への指示、承諾又は協議を行う監督員を発掘現場に常駐させることとする。

#### （日誌・工程の記録）

第14条 受託者は、業務の作業内容・使用人員・調査記録内容・調査所見・ポンプ稼働等を明記した調査日誌を日々作成し、1週間毎に提出すること。また、作業の進捗については、デジタルカメラにて各工程の作業前・作業中・作業後の写真を撮り記録すること。

#### （作業員）

第15条 作業員は、佐賀県内に居住する者を優先して雇用するよう努めること。特に、調査地区周辺の地元の者を優先して雇用するよう努めること。

2 作業員は、受託者が雇用し、管理するものとする。なお、業務に係る受託者と作業員との関係については、佐賀県は一切の責任を負わない。

3 作業員の賃金額は、佐賀県が実施している他の発掘調査現場での作業員賃金額を勘案し、適正な額となるよう努めること。

#### （再委託）

第16条 受託者は、業務を第三者に再委託又は請け負わせてはならない。ただし、業務の一部について書面により佐賀県の承諾を得た場合はこの限りではない。

2 業務の一部を再委託する際は、佐賀県内の業者の中から選定し委託するよう努めること。

#### （作業場所）

第17条 発掘作業・記録作業は発掘調査対象地で行い、記録資料整理・出土遺物整理・管理報告書等作成の作業は受託者の施設で行うことを原則とする。

#### （調査区）

第18条 調査区は図面に従って設定すること。変更の必要が生じた場合は、速やかに監督者と協議し承認を得ること。

#### （安全管理）

第19条 受託者は、業務遂行に当たり安全管理に十分な対策を講じて、作業を行うものとする。

2 受託者は、業務に従事する作業員等の雇用者及び使用者として、労働基準法、労働安全衛生法その他法令に定めるすべての責任を負わなければならない。また、文化財調査にあたっては、「埋蔵文化財調査に関する安全基準」（佐賀県教育委員会）に準ずるものとするが、この場合、I総則1の「事業主体者としての佐賀県」を「受託者」と読み替える。

3 受託者は、災害防止のため必要があると認めたときは、臨機の措置をとらなければならない。

4 業務の遂行中に生じた諸事故、又は受託者が注意義務を怠ったことにより第三者に与えた損害については、受託者の責任において解決するものとし、その経緯は速やかに佐賀県へ報告するものとする。ただし、その損害の発生が佐賀県の責に帰すべき理由により生じたものについては、佐賀県がこれを負担するものとし、その額は双方で協議して定める。

第20条 受託者は、業務期間中、安全巡視を行い、調査区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い安全の確保に努めなければならない。

第21条 業務の対象となる遺跡は現況道路・耕作地に隣接しているため、周辺部への土砂の流出がないよう土留対策を万全に行うこと。

- 2 調査地は近隣に民家が所在するため、オルソ画像撮影及び空中写真撮影時における空中撮影機器に使用にあたっては安全に十分注意すること。また撮影にあたって必要な手続き・連絡措置が生じる場合は、監督者と協議し、遺漏なく実施すること。
- 3 調査地への出入りに際しては、必要に応じ、転落防止対策のための階段等を設置するなど、作業員の安全を確保すること。

#### (調査事務所、機器材等)

第22条 業務を行うに当たり必要となる機器材については、監督者と協議し、受託者が準備すること。

- 2 受託者は、調査の規模に応じた出土遺物の保管及び作業員の休憩等のための調査事務所と仮設トイレ（調査事務所用2棟以上）を設置すること。
- 3 業務における調査事務所及び駐車場等用地は、別添設計図のとおり、有明海沿岸道路整備事務所が設置する道路計画用地内を使用できる。なお用地内での注意事項を順守すること。
- 4 上記用地内の使用にあたっては、必要に応じて整地作業を行うこと。整地にあたっては、必要な箇所に敷き鉄板を設置すること。なお現地調査終了後は調査前の状態に復旧すること。
- 5 上記用地内の使用にあたっては、配置図・平面図・横断図等、使用方法に係る図面を作成のうえ、佐賀県に提出すること。
- 6 調査事務所及び駐車場等用地への進入口は市道法面にかかるため、必要に応じ敷鉄板等による養生を行うこと。なお、市道の養生のため設置した敷き鉄板等については、現地調査完了後撤去し、旧状に復すること。
- 7 調査事務所と隣接して監督員詰所を設けること。なお監督員詰所の仕様は下記のとおりとする。  
条件：建物の設置・撤去・損料に要する経費、電気の設置・撤去に要する費用を含む  
建物面積：25m<sup>2</sup>以上  
借り上げ期間：4ヶ月  
備品：事務机1点・いす1点・会議用テーブル2点・パイプ椅子4点・棚2点・冷蔵庫1点・エアコン1点・消火器1点
- 8 調査事務所・監督員詰所・仮設トイレ等の機器材の運搬・設置・解体及び管理・電気・水道・汲取り等の費用については、受託者の負担とする。
- 9 現場管理者・作業員等・調査関係者の車両の駐車については、前掲の道路計画用地に置くこと。
- 10 調査事務所及び駐車場等用地内の土砂が車道及び隣接耕作地等へ流出することのないよう十分注意すること。
- 11 調査区内の水処理にあたっては、遺構に影響のない場所に沈砂池を設け、水中ポンプにより集水すること。沈砂池で土砂と分離した水については、監督員が指示する場所に排水する。

### 第3章 作業内容

#### (作業全般)

第23条 受託者は、文化財調査の特性及び重要性を十分理解し、作業員にもその周知を徹底するとともに、発掘作業に際しては万全の注意を払うこと。

- 2 作業にあたっては、地質の硬軟及び地形の状況により、必要に応じて土留め工等を行い安全に留意しなければならない。

- 3 受託者は、作業中に遺物や遺構を発見し、又は土質若しくは土色の変化があった場合は、ただちに作業を中断し、確認をしなければならない。
- 4 受託者は、作業の終了した部分にみだりに立ち入らないよう作業員に周知徹底しなければならない。
- 5 受託者は、現場作業中に降雨その他により作業を中断せざるを得ない場合は、監督者に報告しなければならない。

第24条 業務の作業概要は下記のとおりである。

- (1) 業務名 佐賀道路建設に伴う文化財調査支援業務委託（藤三郎屋敷遺跡Ⅰ区）
- (2) 場所 佐賀県佐賀市嘉瀬町大字中原 地内
- (3) 遺跡名 藤三郎屋敷遺跡Ⅰ区（中世・近世集落跡ほか）
- (4) 期間 契約締結の日～令和7年6月18日（ただし、現場作業は令和7年1月8日～令和7年4月30日まで）
- (5) 面積 調査面積（業務全体面積）：772m<sup>2</sup>
- (6) 業務内容
  - (ア) 調査管理業務 …監督者の指示の下、文化財調査の工程及び内容の管理
  - (イ) 表土掘削 …主に重機を用いて、遺跡表面の表土を除去・運搬・集積
  - (ウ) 発掘作業 …主に人力による、遺構検出及び遺構掘削等作業
  - (エ) 測量作業 …遺構の平面図・個別図・土層図等の作成
  - (オ) 写真撮影作業 …遺構の写真撮影・空中写真撮影・オルソ画像作成
  - (カ) 整理作業 …図面類の整理、出土遺物の運搬
  - (キ) 業務に関連する機器材等の手配及び附帯作業

#### （調査工程）

第25条 発掘調査は年度をまたぐ調査となるため、年度末年度初めに若干の作業停止期間が生じる可能性がある。そのため、調査工程については十分に協議し、工程が遅滞しないよう配慮すること。

#### （注意事項）

第26条 受託者は、調査地隣接地域や隣接施設等に支障を与えることのないよう、万全の注意を払わなければならない。また次の事項について、十分に留意すること。

- (1) 発掘調査で排出された土砂や岩石等を調査管理区域外に流出させないこと。
- (2) 調査区内の泥水等をそのまま排出しないこと。
- (3) 調査中にケーブル等の埋設物が発見された場合に、監督者に確認せず当該物を撤去しないこと。
- (4) 調査区及び隣接地の測量・用地杭について、監督者に確認せず当該物を撤去しないこと。
- (5) 業務で設置した杭・釘・測量用水糸等について全て回収すること。
- (6) 業務で使用する若しくは使用した保護用シート類や土嚢袋、廃棄物等を飛散させないこと。
- (7) 隣接地で実施される佐賀道路建設関連工事と作業範囲の確認及び作業中の安全管理について十分調整を行うこと。

#### （作業指示の遵守）

第27条 受託者は、監督者の指示を十分理解するとともに、受託者が雇用する作業員に対してもその趣旨の周知を図り、発掘作業を実施すること。

#### （作業日時）

第28条 作業員の勤務時間は、8時15分から17時15分までとし、うち12時から13時を昼休憩とする。ただし、諸事情から作業時間の短縮や休日及び時間外に作業を行う場合は、事前に監督者と協議すること。

- 2 雨天等天候の都合により作業を中止する場合は、受託者が決定し、監督者に連絡すること。

#### (表土掘削・埋戻し)

第29条 表土掘削・埋戻し作業については、以下のとおりである。

- (1) 遺跡表面に堆積している表土の除去には、平バケットを装着したバックホウ（以下「重機」という。）を用いて行うこと。
- (2) 調査終了後、埋め戻し作業を行うこと。
- (3) 表土掘削の排土は用地内の指定された箇所へ搬出し、重機により整形し締め固めること。必要な場合、流出のないよう保護用シート類により養生を行うこと。
- (4) 重機の稼働中には、調査区内での作業員による作業は行わないものとする。ただし、重機の稼働中やむを得ず作業員による作業を行う必要がある場合には、安全に十分配慮すること。
- (5) 現状、調査区が道路部分となるためアスファルト等道路に伴う構造物（路盤等）設置されているが、表土剥ぎ開始前にアスファルトや道路下部構造物（路盤等）は工事主体者側で年末までに撤去する予定である。

#### (人力作業)

第30条 遺構検出・遺構掘削等作業については、以下のとおりである。

- (1) 現場管理者は、作業員に適切な指示を行い、作業を実施させるとともに、その指示に従うよう周知しなければならない。
- (2) 人力作業のうち、掘削方法についてはその目的・内容により以下の3種に区分する。
  - ①遺構検出…表土掘削後の面をかき板・ねじり鎌等で削り、遺構の輪郭を面的に認識する作業。
  - ②遺構掘削…検出した遺構内部について、土層や遺物に留意しながら移植ゴテ・竹ベラ等で埋土を掘削する作業。
  - ③包含層掘削…遺物の出土量が比較的希薄な層（大溝等を含む）を、遺物を取り上げながら、大型の用具（スコップやクワ等）で掘削する作業。
- (3) (2) ①～③の各作業中であっても、現場状況に応じ、遺構、遺物が損壊、破損しないよう掘削道具を適切に使い分けなければならない。また、遺構検出が困難な場合は、検出作業を同一面において繰り返し行わなければならない。
- (4) 遺構種別、遺構略号、遺構番号等については、監督者と協議しその指示に従うこと。
- (5) 作業員は、遺構検出・遺構掘削を主に行うが、保護用シート類での遺構面の被覆等、発掘作業に伴う諸作業も行う。
- (6) 人力によって排出された土砂は、第29条(3)と同様に管理すること。
- (7) 現場管理者は、掘削中に重要と思われる遺構・遺物が確認されたときは、すみやかに監督者に知らせ、指示を仰ぐこと。

#### (遺構の保護)

第31条 受託者は、遺構及び遺物等が損壊しないよう、必要に応じて保護用シート類等を用い、その保護をしないてはならない。

#### (廃棄物等の処理)

第32条 受託者は、現場での業務が終了するまでに、業務で発生した廃棄物等（土中に含まれる廃棄物等を除く）の処理について責任を持って適切に行わなければならない。

#### (測量作業等)

第33条 測量作業等については、以下のとおりである。

- (1) 基準点・水準点については、調査区隣接地の既知点の成果を佐賀県より提供する。
- (2) 平面遺構実測（1/20）…実測に当たっては、作業を円滑に行うため必要に応じて補助点を設定すること。
- (3) 平面遺構実測にあたっては下記について留意すること。

- ① 調査区全体にわたって均一な精度を保ち、個々の遺構については、細部にわたって詳細に図化すること。
  - ② 実測図の標高点は、標高値で記載する（m単位で小数第二位（cm単位）まで表記）こと。
  - ③ 実測図の標高点の密度は1 m間隔を基準とするが、遺構部分については、遺構の外郭線及び中部・下部についても細かく計測し記載すること。
  - ④ 実測にあたっては電子平板の使用も可とする。その場合の成果物は縮尺 1/20 で A2 方眼紙へ印刷された図面及び C A D（DXF）データとする。C A D（DXF）データについては、A2 サイズに分割したデータと分割してないデータも納品すること。
- (4) 詳細遺構実測図（1/10・1/5）
- 石材・木材等で構成された遺構の検出状況、土器・陶磁器・石器等の遺物出土状況について、縮尺 1/10 または 1/5 で個別実測図の作成を行う。実測にあたっては、対象範囲全体にわたって均一な精度を保ち、細部にわたって詳細に図化すること。
- ① 実測図は平面図及び断面見通し図を作成すること。
  - ② 作図にあたっては、H・2H・3H の鉛筆を用い、フリーハンドによる明瞭な実測図化を行うこと。
  - ③ 詳細遺構実測図の標高点は、標高値で記載する（m単位で小数第二位（cm単位）まで表記）こと。
  - ④ 詳細遺構実測図は、遺構の外郭線及び中部・下部についても細かく計測し記載すること。
- (5) 甕棺墓実測図作成（1/10）
- ① 陶器甕を棺体とする甕棺墓を対象とする。
  - ② 棺体の復元器高が 55 cm 以上のものを大型甕、55 cm 未満のものの中・小型甕とし、前者を「甕棺墓実測図作成 1」、後者を「甕棺墓実測図作成 2」とする。
  - ③ 実測図は、平面図及び断面見通し図（1 面）を作成する。
  - ④ 棺内に副葬品及び人骨が残存し、その記録が必要となった場合は、残存状況に応じて（4）詳細遺構実測図作成の対象とする。
- (6) 土層断面実測（1/20）…個別遺構の土層及び調査区壁面やベルトの土層を実測する。土質・色調・混入物の種類、有無等、土層の特徴について注記を行う。
- (7) 平面遺構実測図・詳細遺構実測図・甕棺墓実測図作成・土層断面実測図に用いる用紙については、A 2 判方眼紙で、佐賀県が使用している用紙と同等かそれ以上の品質及び耐久性を持ったものを用いること
- (8) 平面遺構実測図・詳細遺構実測図・甕棺墓実測図作成・土層断面実測図は、紙図面と別にスキヤニングデータ（PDF）を作成すること。

#### (写真撮影)

第 3 4 条 写真撮影作業については、以下のとおりである。

- (1) 監督者の指示の下、調査の進捗にあわせて適宜、個別遺構、土層断面等の写真撮影作業を行うこと。
- (2) 写真撮影方法は下記のとおりとする。  
35 mm デジタル一眼レフカメラによる撮影。
- (3) デジタル一眼レフカメラは 2,000 万画素以上とする。
- (4) 撮影情報（遺構名・作業段階・撮影年月日・方向等）の写し込みに係る撮影枚数については実績枚数に含まない。
- (5) 撮影後のデータに関しては、キャプションを入力して遺構等項目毎に整理すること。
- (6) データの保存にあたっては、監督者と協議のうえ、撮影内容に合わせ、J P E G データのみ、または J P E G データ + R A W データでの保存に区別して行うこと。

(7) ファイル名は「001」からの通し番号とし、撮影内容が分かる一覧表を作成すること。

(8) J P E GデータとR A Wデータはフォルダを分けて保存すること。

#### (空中写真撮影)

第35条 空中写真撮影は、ラジコンヘリまたはマルチコプターにて1回行うこと。撮影は、中判カメラによるリバーサルフィルムでの撮影及びデジタルカメラによる撮影を行うこと。なお、実施時期や詳細は、監督者と受託者で協議の上、実施すること。

#### (オルソ画像作成)

第36条 撮影はマルチコプターあるいはポール等による直接撮影で行い、2000万画素以上のデジタル一眼レフカメラを使用すること。撮影にあたっては、日差しや影など撮影環境を考慮し、明暗など濃淡のムラのない、統一的な画像を取得すること。なお、実施時期や詳細は、監督者と受託者で協議の上、実施すること。

#### (出土遺物の取扱い)

第37条 出土遺物は、地点や土層、遺構ごとに取り上げること。

2 出土遺物は、佐賀県が使用しているビニール袋と同等品(チャック付きでもよい)に入れること。

3 出土遺物をビニール袋に入れる際は、佐賀県が使用しているラベルと同等品に必要な事項を記入した上で共に入れること。

4 ラベルに記入する必要事項及び記入方法等は、監督者の指示に従うこと。

5 調査中出土遺物の洗浄を行う場合には、遺物が破損・摩耗しないよう十分注意して行うこと。

6 出土遺物は、紛失や破損等が無いよう適切な保管を行うこと。また、監督者の指示に従い、遺物台帳を作成すること。

第38条 出土遺物は佐賀県が用意するコンテナに収納すること。木製品等のコンテナ収納に向かない資料が出土した場合はタッパー等適切な大きさの収納ケースを用意すること。なお出土遺物については、現地調査終了後、佐賀県文化財調査研究資料室(神崎市神埼町鶴3658-2)に運搬すること。運搬後は佐賀県が管理を引き継ぐものとする。

## 第4章 管理

#### (調査地の管理)

第39条 調査地の管理は、契約締結後、原則として受託者が調査地に立ち入った日から受託者が行うこととするが、管理の開始日又は期間については、監督者の指示に従うこと。また、業務期間中は、適切な管理を行い、周辺地域に迷惑がかからないよう配慮すること。

第40条 受託者は、現場での業務が終了したときは、現場終了届を佐賀県に提出すること。

第41条 調査地の管理は、受託者が前条に定める現場終了届を提出し、佐賀県が受理した翌日から、佐賀県に移管する。

#### (土量管理)

第42条 受託者は、土量の管理を行うこと。

2 土量の管理は、表土掘削土量・遺構検出土量・遺構掘削土量・包含層掘削土量の種別が分かるように行い、種別毎に重機により締固め整形すること。そのため、小型の重機を常駐させること。現場作業中も各種掘削作業が完了した時点において概算土量を計算し、監督者に報告すること。数量が証明できるよう、適宜、計測・撮影を実施すると共に管理図を作成すること。また、計測・撮影の際は、監督者が立ち会うこととする。

#### (遺物・成果品の管理)

第43条 受託者は、成果品納品までの間、記録類について管理責任を負うとともに、その保管、移動及び整理等の期間中に毀損滅失することのないよう、十分に配慮しなければならない。

## 第5章 検査

### (成果品の検査及び業務完了届)

第44条 受託者は、業務完了後、佐賀県に検査確認申請書を提出し検査を受け、佐賀県から検査合格の通知を受領した後に業務完了届を提出すること。

2 受託者は、前項の検査の結果不合格となり補正を命じられたときは、遅滞なく当該補正を行い、佐賀県に再度、検査確認申請書を提出し再検査を受けなければならない。

3 第1項及び第2項に定める検査及び再検査に要する期間は、業務履行期間に含めるので留意すること。

### (随時の検査)

第45条 発掘作業及び記録作業における検査は、現場管理者立会いの下、監督者が現地で随時行うこととし、適宜、監督者と協議すること。

2 測量作業等の記録類の検査は、発掘現場が維持されている期間内に行う必要があるため、特に留意し監督者と協議すること。

3 監督者が行う検査で適合しない場合、受託者は速やかに訂正しなければならない。

## 第6章 納品

### (成果品)

第46条 業務終了後に、受託者が納品しなければならない成果品は以下のとおりである。

- (1) 出土遺物 一式
- (2) 発掘調査概要報告書 一式 (発掘調査の成果を要約したもの、遺構一覧表も含む)
- (3) 出土遺物台帳 一式
- (4) 調査日誌 一式
- (5) 実測図 一式 (図面ケースに収納・一覧表添付・電子平板使用の場合はそのデータをHDに収納)
- (6) 実測図PDFデータ 一式 (A4もしくはA3紙出力・データはHDに収納)
- (7) 写真一式 (空撮フィルムは写真アルバムに収納・一覧表添付・デジタルデータはHDに収納)
- (8) 工程表(実績)・工程管理写真 一式 (紙出力・データはHDに収納)
- (9) 土量実績数量表・計算書・管理図面・写真一式 (紙出力・データはHDに収納)
- (10) 業務完了報告書(上記項目の(2)～(9)まででA4ファイルに収まるものをまとめ、綴じたもの) 2部
- (11) (2)～(9)を収納したHD 1点
- (12) その他必要に応じて佐賀県が指示するもの。

### (納品場所)

第47条 納品場所は、監督者の指示により定める。

## 第7章 その他

第48条 業務により生じた記録類一切の著作権は佐賀県に帰属する。